

(案)

森林環境保全整備事業（桑ノ川山81外保育間伐【活用型】）

請負契約書

1. 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所および生産完了検査場所

| 事業名 | 請負物件 | 契約面積 | 請負 予定数量 | 請負 予定 単価 | 請負予定金額 | 事業場所 | 生産完了 検査場所 |
|--|-----------|----------------------|---------------------|----------------|--|---|--------------|
| 森林環境保全整備事業 （桑ノ川山 81外保育間 伐【活用 型】） | スギ外 素材 | 生産資材 等内訳書 のとおり | 3,000m ³ | | 請負金額 金 _____ 円也 (うち取引に係る消費税および 地方消費税金 _____ 円也) | 高知県 香美市 物部町 山崎 桑ノ川山 国有林 81林班 ろ小班外1 | 最終 |

(注) () の部分は、請負者が課税対象業者である場合に使用する。

2. 事業期間

自 契約締結日の翌日
至 令和 7年 3月 10日

3. 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

| 適用削除の区分 | 選択事項 | 選択条項 |
|---------|---------------------------|------------------|
| × | 契約保証金の納付 | 第4条第1項第1号 |
| × | 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供 | 第4条第1項第2号 |
| × | 銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証 | 第4条第1項第3号 |
| × | 公共工事履行保証証券による保証 | 第4条第1項第4号 |
| × | 履行保証保険契約の締結 | 第4条第1項第5号 |
| ○ | 支給材料及び貸与品 | 第15条 |
| × | 前金払 | 分の 以内 第35条第1項 |
| × | 中間前金払 | 第35条第3項 |
| ○ | 部分払 | 月 1 回以内 第38条 |
| × | 国庫債務負担行為に係る契約の特則 | 第40条 |

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

4. 支給材料及および貸与物件

| 品名 | 品質規格 | 数量 | 引渡予定場所 | 引渡予定月日 |
|-------|------|----|-----------|----------|
| 封印用鉛 | | 1袋 | 高知中部森林管理署 | 令和 年 月 日 |
| 封印パンチ | | 1個 | 〃 | 〃 |
| | | | | |

生産資材等内訳書(保育間伐)

| 林小班 | 立木仕掛品別 | 樹種 | 面積 ha | 本数 | 立木材積 | 立木単材積 | 平均直径 | 本数伐採率 | 備考 | |
|-----|---------|-----|----------|-------|----------|----------|------|-------|-----|------|
| 間伐木 | 桑ノ川山81ろ | 立木 | スギ | 4.96 | 1,860 | 949.84 | 0.51 | 26 | 33% | 44年生 |
| | | | ヒノキ | 5.82 | 2,478 | 855.56 | 0.35 | 22 | 34% | |
| | | | 計 | 10.78 | 4,338 | 1,805.40 | 0.42 | | | 活字型 |
| | 宇筒舞山90ほ | 立木 | スギ | 15.50 | 3,686 | 3,156.21 | 0.86 | 24 | 30% | 60年生 |
| | | | 計 | 15.50 | 3,686 | 3,156.21 | 0.86 | | | 活字型 |
| | | | | | | | | | | |
| 合計 | | スギ | 20.46 | 5,546 | 4,106.05 | 0.74 | | | | |
| | | ヒノキ | 5.82 | 2,478 | 855.56 | 0.35 | | | | |
| | | 計 | 26.28 | 8,024 | 4,961.61 | | | | | |

| 林小班 | 立木仕掛品別 | 樹種 | 面積 ha | 本数 | 立木材積 | 立木単材積 | 生産予定材積 | 備考 |
|--------------|---------|-----|----------|-------|----------|----------|--------|-------|
| 間伐の内搬出対象木12上 | 桑ノ川山81ろ | 立木 | スギ | 4.96 | 1,860 | 949.84 | | 600 |
| | | | ヒノキ | 5.82 | 2,478 | 855.56 | | 500 |
| | | | 計 | 10.78 | 4,338 | 1,805.40 | | 1,100 |
| | 宇筒舞山90ほ | 立木 | スギ | 15.50 | 3,686 | 3,156.21 | | 1,900 |
| | | | 計 | 15.50 | 3,686 | 3,156.21 | | 1,900 |
| | | | | | | | | |
| 合計 | | スギ | 20.46 | 5,546 | 4,106.05 | | 2,500 | |
| | | ヒノキ | 5.82 | 2,478 | 855.56 | | 500 | |
| | | 計 | 26.28 | 8,024 | 4,961.61 | | 3,000 | |

地点別生産数量

| 区分 | 山元積込 | | | 最終積込 | | | 山元巻立 | 計 |
|-----|-------|---------|--|--------------|--|--|------|-------|
| | 高知県林材 | 県森連(物部) | | 県森連(物部) | | | C材 | |
| 土場 | | | | | | | | |
| 内訳 | 委託 | 委託 | | システム(A・B・C材) | | | | |
| 人工林 | (60) | (1,580) | | 1,300 | | | 60 | 3,000 |
| 天然林 | | | | | | | | |
| 計 | (60) | (1,580) | | 1,300 | | | 60 | 3,000 |

注1:山元積込は、委託材の運搬先として運搬費は契約から除く。

注2:最終積込、山元積込、山元巻立の各数量は、発注者の指示等により変動が生じる場合がある。

| | 規格 | 時間 |
|---------|------|----|
| 森林作業道修繕 | 0.28 | - |
| 森林作業道修繕 | 0.45 | - |

1. 本契約に基づく素材生産及び造林事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、労働災害の未然防止に努めること。
2. 請負者は、別紙の技術提案については、確実に履行すること。なお、技術等にかかわる提案が履行できなかった場合で、再度事業の実施が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償請求を行うことがある。
3. 事業完了後における検査の「合否」の判断については、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した図面及び仕様書に基づき適切に実施されており、かつ検査要領に定める基準に適合している場合には「合格」とする。ただし、事業完了後の検査の際の確認において、請負者の責により、技術提案の履行状況が記載内容を満たすものでない場合は、満たさない評価項目ごとに、事業成績評定の点数を3点ずつ減ずることとする。
4. 国有林材の生産量の調整の必要が生じた場合には、請負者は、発注者が実施する国有林材の生産の時期や生産量の調整に可能な範囲で協力するよう努める。

事業計画上の考慮事項

森林環境保全整備事業（桑ノ川山81外保育間伐【活用型】）

会社名：

- 標記の技術提案については以下のとおり提案します。
なお、認められない場合には、標準案に基づき実施します。
 - 標記の技術提案については以下のとおり提案します。
なお、認められない場合には、入札参加を希望しません。
 - 標記については、標準案に基づき実施します。
- ※ いずれかに■またはレ点を記入すること。

| ◆ 提案事項 | 事業の手順等の工夫等 |
|--------|------------|
| 項目 | 具体的な実施方法 |
| | |

（備考） 参考図書を添付する場合は、別に2枚程度とする。

注) 提案事項の履行状況の確認方法について、実行管理基準・作業仕様書等に定める以外の方法を提案する場合は具体的な方法を記入する。

発注者が指定した課題への対応

森林環境保全整備事業（桑ノ川山81外保育間伐【活用型】）

会社名：

- 標記の技術提案については以下のとおり提案します。
なお、認められない場合には、標準案に基づき実施します。
 - 標記の技術提案については以下のとおり提案します。
なお、認められない場合には、入札参加を希望しません。
 - 標記については、標準案に基づき実施します。
- ※ いずれかに■またはレ点を記入すること。

| | |
|-----------|---|
| ◆ 指 定 課 題 | 生産性向上に向けた取り組み 【現在（m3/人役） 目標（m3/人役）と明記すること】 |
|-----------|---|

| 項 目 | 具 体 的 な 実 施 方 法 |
|-----|-----------------|
| | |

（備 考） 参考図書を添付する場合は、別に2枚程度とする。

注) 提案事項の履行状況の確認方法について、実行管理基準・作業仕様書等に定める以外の方法を提案する場合は具体的な方法を記入する。

作業における品質確保

森林環境保全整備事業（桑ノ川山81外保育間伐【活用型】）

会社名：

- 標記の技術提案については以下のとおり提案します。
なお、認められない場合には、標準案に基づき実施します。
 - 標記の技術提案については以下のとおり提案します。
なお、認められない場合には、入札参加を希望しません。
 - 標記については、標準案に基づき実施します。
- ※ いずれかに■またはレ点を記入すること。

| | |
|--------|---------------------|
| ◆ 提案事項 | 品質を確保するための作業方法等の工夫等 |
|--------|---------------------|

| 項 目 | 具 体 的 な 実 施 方 法 |
|-----|-----------------|
| | |

（備考） 参考図書を添付する場合は、別に2枚程度とする。

注) 提案事項の履行状況の確認方法について、実行管理基準・作業仕様書等に定める以外の方法を提案する場合は具体的な方法を記入する。

安全確保に向けた対策

森林環境保全整備事業（桑ノ川山81外保育間伐【活用型】）

会社名：

- 標記の技術提案については以下のとおり提案します。
なお、認められない場合には、標準案に基づき実施します。
 - 標記の技術提案については以下のとおり提案します。
なお、認められない場合には、入札参加を希望しません。
 - 標記については、標準案に基づき実施します。
- ※ いずれかに■またはレ点を記入すること。

| ◆ 提案事項 | 作業時の安全確保に向けた対策等 |
|--------|-----------------|
| 項目 | 具体的な実施方法 |
| | |

（備考） 参考図書を添付する場合は、別に2枚程度とする。

注) 提案事項の履行状況の確認方法について、実行管理基準・作業仕様書等に定める以外の方法を提案する場合は具体的な方法を記入する。

四国森林管理局製品生産事業請負作業仕様書

平成 20 年 4 月 1 日付け 20 四販第 5 号
平成 26 年 2 月 14 日付け 25 四資第 35 号
平成 26 年 9 月 9 日付け 26 四資第 27 号
平成 30 年 2 月 9 日付け 29 四資第 71 号
平成 30 年 5 月 25 日付け 30 四資第 8 号
令和元年 5 月 20 日付け元四資第 14 号
令和元年 8 月 29 日付け元四資第 48 号
令和 2 年 3 月 31 日付け元四資第 97 号
令和 4 年 7 月 25 日付け 4 四資第 71 号
令和 4 年 9 月 2 日付け 4 四資第 84 号

最終改正：令和 6 年 1 月 9 日付け 5 四資第 103 号

第 1 請負事業進行報告書（標準仕様書第 13 条関係）

請負者は、作業開始後翌月から作業終了月まで、別紙「請負事業進行報告書」を毎月 5 日までに監督職員へ提出するものとする。

第 2 採材（標準仕様書第 28 条関係）

採材は特段の指示がある場合を除き別紙「造材寸法書」によることとし、曲がり、腐食等の欠点がある場合には、監督職員の指示に従うこと。

なお、監督職員は、「造材寸法書」に変えて、年度当初に作成する「採材方針書」を使用することができる。

第 3 作業仕様書

作業の実施にあたっては、製品生産事業請負標準仕様書（第 2 章「第 2 5 条～第 3 4 条」）によるほか、別紙に定める「作業仕様書」によることとする。

第 4 その他

提出書類等については、発注者が定めるものを除き、別紙様式を標準とする。

なお、様式については標準的なものであり、記載内容が同等以上であれば任意様式で作成しても差し支えない。また、これ以外については任意様式とする。

間伐等に関する作業仕様書（主伐を除く。）

列状間伐以外の間伐作業に当たっては、製品生産事業請負標準仕様書「第27条の1」の取扱を次のとおりとする。

記

本仕様については、「経常間伐、保育間伐活用型、誘導伐、受光伐、保護伐」（以下「間伐等」という。）事業に適用する。

なお、間伐方法については集材方法や現地の状況等に応じて決める。

- 1 請負者は、間伐等の実施に当たり、伐採対象木が表示されている場合は、表示木以外は伐採しないこと。
- 2 請負者は、間伐等の実施に当たり、伐採対象木が表示されていない場合は、標準地の選木状況を熟知し対象木を選木すること。
なお、選木伐採本数は、生産資材等実行内訳書の本数伐採率とし、許容範囲は本数伐採率の+10%の範囲とする。
- 3 請負者は、伐倒に当たって、対象木以外の立木を損傷しないよう注意すること。
- 4 請負者は、間伐等の実施に当たり、造林木の成長を阻害しているもの及び造林木の成長を阻害するおそれのある雑木類は伐採すること。
なお、植栽木に巻きついている蔓茎類は、根元から切り離すこと。
- 5 請負者は、伐倒した木を保残木に伐りかけたまま放置することなく、地面に引き倒しておくこと。
- 6 請負者は、間伐等に当たって、目的樹種以外であっても、植栽木のない箇所に生育する天然有用樹や尾根筋又は沢筋に生育する有用樹、林分保護上必要な場合は林縁木については保残すること。

トラック積込に関する作業仕様書

トラック積込作業に当たっては、取扱を次のとおりとする。

記

- 1 積載量については、法の定める範囲内で当該車両の運転手が決定する。
- 2 荷崩れしないよう積み込みする。
- 3 その他積荷に当たっては、監督職員又は指定する係員の指示を受けなければならない。
- 4 低質材については、一般材と区分して貯材することとし、トラック積込を行う場合にも、積み合わせは行わないこととする。
なお、これにより難しい場合には、監督職員の指示を受けること。

トラック運材に関する作業仕様書

トラック運材作業に当たっては、製品生産事業請負標準仕様書「第34条」の取扱は次のとおりとする。

記

- 1 運搬途中の荷崩、転落を防止するため、完全に荷締を行ない運搬途中乗務員は随時下車し点検するものとする。
- 2 運搬にあたっては、必ず封印を行うこと。
- 3 封印の実施を委任された請負者は、適任者を指名し書面を以って甲に報告し承認を受けた者に行なわせること。
- 4 発注者の承認を受けた者は、トラック運搬前に次の事項を行うものとする。
 - (1) トラック積込完了後積荷をシメラー等で緊縛した部分に備えつけてある封印パンチによって鉄線と鉛を以って封印すること。
 - (2) 封印パンチ、封印鉛、鉄線、送り状カードを指定された場所に保管し施錠すること。
- 5 トラック運転者は、送り状カードを封印する者から受領し携行すること。
- 6 着地後は、土場等の職員に送り状カードを引渡し、封印及び荷姿の異状の有無の確認を行うこと。
- 7 トラックの運行経路は、指定された路線を運行するものとする。ただし、災害等により運行経路を変更する場合は監督員の承認を得ること。
- 8 運搬途上において、事故のため荷おろしをした場合には、監督職員に速やかに報告すること。
なお、荷おろしした荷物は、直ちに回収の手配をし、着地に運搬すること。
材の取扱いは、損傷を最小限にとどめるよう注意すること。
所定の時間外に運搬を行うときは、あらかじめ監督職員の承認を得て行うこと。
- 9 積荷から検査を終了するまでの間において、輸送物件に生じた損害の賠償は請負者の負担とする。
- 10 一般材と低質材は、積み合わせは行わず、個々のトラックで運搬すること。
なお、これにより難しい場合には、監督職員の指示を受けること。

国有林野及び国の施設等の使用に関する仕様書

- 1 請負者は、発注者がこの事業の実施のため必要と認めた国有林野及び建物等国の施設を無料で使用できるものとする。

なお、国有林野等の使用に当たっては、事業計画書提出時に索道（機械含む）、現場事務所、資材置場、造材・加工施設、安全管理施設等の仮設物について位置を図面に示し、個々の使用面積を記載した書面を提出すること。

- 2 請負者は、1の国有林野及び国の施設を善良な管理者の注意義務をもって管理すること。
- 3 請負者は、1の施設のうち発注者の指定するものについては、発注者を受取人とする火災保険を付すこと。
- 4 請負者が故意又は過失により1の施設を滅失、若しくはき損したときは、請負者の負担において現状に復し、又は発注者の認定する金額を損害賠償として、発注者の指定する期間内に納付すること。
ただし、天災不可抗力等による事由であって請負者が善良な管理者の注意を怠らなかったと認められるときはこの限りでない。

- 5 国有林野及び国の施設等の使用期間

国有林野及び国の施設等の使用期間は、契約書に明示した事業期間とする。ただし、書面をもって発注者の承認を得た場合は使用期間を延長することができる。

- 6 使用上の条件

- (1) 共通的事項

ア 請負者は、目的以外の用途にこれを使用し又は転貸してはならない。

イ 請負者は使用期間中において、発注者若しくは発注者が認めた職員が国有林野及び国の施設等の管理・保全上必要な事項を調査するためにその中に立入ること又は業務の必要上通行若しくは利用することを拒み、妨げ若しくは調査事項に対する報告を怠ってはならない。

- (2) 国有林野に関する事項

1に掲げた以外の国有林野の使用については国有林野管理規程に従うものとする。

- (3) 国の施設等に関する事項

ア 1に掲げた以外の使用にあたっては別に定める使用申請書を提出しなければならない。

イ 請負者は、引渡し、返還及び管理に要する経費並びに使用期間中の修理費を負担するものとする。ただし特別の理由によりこれにより難しいときは発注者、請負者協議のうえその負担額を定めるものとする。

ウ 請負者は、国の施設等の現状を変更してはならない。ただし発注者の承認を受けたときはこの限りでない。

エ 請負者は、3により火災保険を付した場合は速やかに火災保険契約書を発注者に提出すること。

オ 請負者は、借受けた国の施設等について、事業完了前であってもその使用が終わったとき、若しくは契約を変更又は解除したときは速やかに自己の負担で発注者の指定する期間までに国の施設等を現状に復し、別に定める返還届を提出して監督職員等の検査を受けること。

請負代金に関する仕様書

1 請負代金の確定（精算）

製品生産請負事業は、概算契約であることからその精算が必要であり、約款第33条に規定する請負代金の確定は、次のとおり行うものとする。

(1) 直接費確定額

直接費確定額＝直接費変動費単価×確定数量＋直接費固定費金額とし、生産完了地点の異なるごとに直接費確定額を精算して確定直接費合計額を算出する。ただし、直接費変動費単価及び直接費固定費金額は、予定価格を構成する単価及び金額に落札比率を乗じて求めた額によるものとし、確定数量は生産完了検査場所における検査数量の累計とする。

(2) 間接費確定額

間接費確定額＝（確定直接費合計額÷直接費合計額）×（諸経費＋労務関係費）＋官給材料取扱経費とする。

この場合、直接費合計額、諸経費、労務関係費、官給材料取扱経費は、予定価格を構成する単価及び金額に落札比率を乗じて求めた額による。

(3) 消費税

消費税額＝（直接費確定額＋間接費確定額）×（消費税及び地方消費税）とし、円未満の端数を切り捨てるものとする。

(4) 精算

請負代金確定額は直接費確定額、間接費確定額の合計とし、請負代金確定額から部分支払額累計を控除したものを精算額とする。

(5) 計算様式

別紙完了検査調書内訳書のとおりとする。

(6) 確定数量及び確定金額の通知

発注者は、事業が完成した場合は、確定数量及び確定総金額について、別紙「請負契約の数量・金額確定通知書」を作成し、すみやかに請負者に通知するものとする。

2 部分払

約款第38条に規定する部分払の請負代金担当額算定方法は次のとおり行うものとする。

(1) 完済部分に対する部分払

生産完了検査場所における検査合格数量（引渡し数量）に対する部分払とし、その請負代金算定は次による。

〔直接費単価×累計検査数量＋（累計出来高直接費÷直接費合計）×間接費合計〕×（消費税及び地方消費税）×0.9－既支払済額。

この場合、直接費単価、直接費合計額、間接費合計額は予定価格を構成する単価及び金額に落札比率を乗じて求めたものとし、直接費単価は指定中間工程の次工程以降生産完了工程までの変動費、固定費を含む単価とする。又、累計出来高直接費は、直接費単価×累計検査数量とする。

(2) 計算様式

別紙部分検査調書内訳書のとおりとする。

完了検査調書内訳書

| 検査区分 | 数量 | 直接費 | | | | 間接費 | | | 金額計 | 備考 |
|--------------|----|-----|----|----|----|----------|---------------|---|-----|---------------------------|
| | | 変動費 | 金額 | 単価 | 金額 | 労務材料取扱経費 | 共同仮設費 積込費等 | 計 | | |
| 集材 | | | | | | | | | | |
| 集材集材～取集輸込 | | | | | | | | | | 集材～作業道開設直接費増減率 標準工程 |
| 小計 | | | | | | | | | | |
| 保青間伐(薬材分) | | | | | | | | | | |
| 保青間伐(伐捨分) | | | | | | | | | | |
| 保青間伐(薬材分) | | | | | | | | | | |
| 保青間伐(伐捨分) | | | | | | | | | | |
| 小計 | | | | | | | | | | 伐木集材～トラック積込直接費増減率 標準工程 |
| 森林作業道(間伐作業道) | | | | | | | | | | |
| 森林作業道(高路路網) | | | | | | | | | | |
| 作業道修繕(0.28) | | | | | | | | | | |
| 作業道修繕(0.45) | | | | | | | | | | |
| 作業道修繕(0.28) | | | | | | | | | | |
| 作業道修繕(0.45) | | | | | | | | | | |
| 小計 | | | | | | | | | | トラック積込直接費増減率 標準工程 |
| トラック積込 | | | | | | | | | | |
| 小計 | | | | | | | | | | |
| トラック運搬費 | | | | | | | | | | |
| 小計 | | | | | | | | | | |
| 森林作業道(間伐作業道) | | | | | | | | | | |
| 森林作業道(高路路網) | | | | | | | | | | |
| 歩道開設経費 | | | | | | | | | | |
| 小計 | | | | | | | | | | |
| その他事業(植付等) | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | |
| 消費税 | | | | | | | | | | |
| 総計 | | | | | | | | | | |
| 支払額累計 | | | | | | | | | | |
| 精算額 | | | | | | | | | | |

確定額

請負者 殿

〇〇森林管理署長

請負契約の数量・金額確定通知書

令和 年 月 日付けで請負契約を締結した森林林環境保全整備事業（〇〇山〇〇保育間伐【活用型】）について、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第1条第13項、第14項及び四国森林管理局製品生産請負作業仕様書の請負代金に関する仕様書1(6)に基づき、最終精算の結果、下記のとおり請負契約数量及び請負金額が確定したので通知します。

記

| | | | |
|------------|------------|----------------|-------|
| 1. 請負数量 | 予定数量 | m ³ | (変更後) |
| | 確定数量 | m ³ | |
| | 増(減) | m ³ | |
| | ※別紙内訳書のとおり | | |
| 2. 請負金額 | 予定総金額 | 円 | (変更後) |
| | 確定総金額 | 円 | |
| | (うち消費税額 | 円) | |
| | 増(減) | 円 | |
| ※別紙内訳書のとおり | | | |
| 3. 事業期間 | 自 | 令和 年 月 日 | |
| | 至 | 令和 年 月 日 | |

請負数量増減内訳書

単位：m³

| 検査区分 | 搬出先 | 区分 | 当初数量 | 確定数量 | 増減 |
|------|-----|----|------|------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

請負金額増減内訳書

単位：円

| 当初請負契約額 | 確定請負金額 | 増減 |
|---------|--------|----|
| | | |

造材寸法書(人工林)

基本的事項

- 1 基本は直材を原則とし、有利に販売できる造材に努め、安易に低質材としないこと
- 2 一般材の造材については、根張り、空洞等の欠点を切り離すこと
- 3 以下にない事項及び監督職員等の指示があった場合は、その指示によること

I スギ一般材

- 6m柱適材【委託材】
径級18～22cmの直材を原則とする
- 4m材【システム・委託材】
径級14cm上の直・小曲・曲・等外材とする
- 3m材【システム・委託材】
径級14cm上の直・小曲・曲・等外材とする
- 2m材【システム材】
径級18cm上の直材を原則とする
- 3・4m小径材(径級13cm下)【システム材・委託材】
径級8cm上とし、直・小曲材を造材すること

II ヒノキ一般材

- 6m柱適材【委託材】
径級18～22cmの直材を原則とする
- 4m材【システム・委託材】
径級14cm上の直・小曲・曲・等外材とする
- 3m材【システム・委託材】
径級14cm上の直・小曲・曲・等外材とする
- 2m材【システム・委託材】
径級14cm上の直材を原則とする
- 3・4m小径材(径級13cm下)【システム材・委託材】
径級8cm上とし、直・小曲材を造材すること

低質材【システム材】

- 1 スギ 2.0m～4.0m材:径級8cm上とすること(一般材とならない素材)
- 2 ヒノキ 2.0m～4.0m材:径級8cm上とすること(一般材とならない素材)

IV 優良材【委託材】

- 1 元玉には余尺を付けること
- 2 有利販売となる造材とすること

(担当:生産係,素材供給係)

(造請－ 2 2)

除伐Ⅱ類・保育間伐作業仕様書（未選木林分）

除伐Ⅱ類・保育間伐作業（未選木林分）については、造林事業請負標準仕様書第32条によるほか次のとおりとする。

- 1 作業地は、現地において発注者の指示した区域とする。
- 2 除間伐木は、存置しても価値の向上が期待できない損傷木、曲がり木、二又木等の形質不良木等から選木伐採するものとする。（除伐Ⅱ類の場合は、胸高直径おおむね6cm以下を目安とする。）
なお、造林木の成長を阻害しているもの及び造林木の成長を阻害する恐れのある雑木類は、除間伐の対象とする。
- 3 造林木の生育に支障のない広葉樹等の侵入木は保存すること。
- 4 除間伐木の選木に当たっては、残存木の樹冠配置を考慮し、林分を著しく疎開することのないように留意する。
- 5 除間伐木の伐採高は、作業能率及び今後の間伐作業等との関連を考慮し、おおむね120cm以下とする。
- 6 伐倒する場合は、必要に応じて受口を切り、努めて横方向に伐倒するものとし、伐倒木の滑落及び他の造林木を損傷しないよう留意する。
- 7 選木伐採本数の伐採率の許容範囲は、事業内訳書に記載の本数伐採率プラス10%とする。
- 8 伐倒木は、残存木に伐りかけたまま放置することなく、地面に引き落とし、必要に応じて等高線に平行に存置することとする。また、必要に応じて樹幹から枝条を切り払い、樹幹を玉切りし、後続作業の支障とならないよう処理すること。
- 9 植栽木に巻きついている蔓茎類は、根元から切り離しておくこととする。
- 10 この仕様書により難しい場合は、あらかじめ監督職員の指示によることとする。